時事新報定價
時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料廣告料は左の如し
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜休刊
〇時事新報社より直接に郵送スルモノハ右定價ノ外一箇月十三錢●廣告料ヲ申受ク

時事新報廣告料(前金)

	一行五拾字詰一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行	付十三錢	十一錢	十錢五厘

本社(寄稿に付東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて曷より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も其他往々此事を知らずして通信社にと〻へ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

少年の運動遊戯を妨く可らず

前號にも述べたる如く近來我國の教育法は智育の一方に偏して體育を等閑に附するの傾あるが故に學生の身體充分に發達するの横會を得ず教育愈よ進歩するに隨て學校生徒の體格は愈よ衰弊するの有樣にして若しも此儘の成行に任ずるときは我國の上流社會は遂に身心共に因循無氣力なる病人の境界に化し去る可し誠に恐る可きみとにして苟も國家の利益安寧を希ふ者は一日も速に此文弱の弊習を打破して大に學生の運動を奬勵し以て無病屈强なる人種を造り出すみとに力を盡さざる可らずとは我輩宿昔の持論なり抑も年少の間は人の生力盛にして頭りに身體を運動するみとを好むものにして若しも其欲する所に任して他より干渉するみとなからんには假令ひ如何なる柔順温和なる子供たりとも戸外に遊び戯れて運動するよりも室内に鎖籠りて靜に讀書勉强する方愉快なりと云ふものはなかるべし即ち少年は天性運動を好む者にして其好む所に任せてみを始めて身體も充分に發生するを得るみとなりと知る可し然るに維新以來世の熱心家は西洋諸國に教育盛なりとの狀況を見聞して忽ち之に感服し教育なきものは文明の民に非ずとして一筋に之を奬勵したるは甚だ妙なるに似たれども其教育とは單に精神の發達を促すのみにして身體の一方は棄て顧みざるのみか少年の遊戯は勉强の妨なと稱して之を制止する者さへなきに非ず實に文明の誤解にして沙汰の限りと申すより外なし全國公私の學校既に此弊風を成すと同時に生徒の父兄は内より之を助け學校の教授は一分時間にても長きを願ひ讀書は一枚にても多きを喜び學校より家に歸れば今日の復讀、明日の用意とて顔色憔悴したる少年子弟を資立て勵立てゝ甚だしきは夜に入るまでも休息せしめず少年の體力漸く衰弱すれば精神は自然に陰氣に沈みて却て親敏を增し館く道理を解して仮館に小理屈を言ひ恰も大人の雛形とも名く可き片輪者と爲り、神童五歳書を誦くし、七歳巧に文を綴るなと云へば父母喜び鄕黨朋友之を擧め其片輪者をして〻片輪ならしめ神童遂に牛死の純物に變ぜされば三十を出でずして斃る〻の例は世間に稀なりとせず是等の事情を見れば天下の父母は其子の精神と身體とは全く縁のふきものにして精神さへ充分に發生すれば身體は消失するも可ありと信ずる者なる歟と疑ざるを得ず我輩は世の父兄たる者をして活潑なる精神は健康なる身體に宿すとの原則を會得せしめんとを希望する者なり東京の或る私立學校にては身體運動の一課を設けて毎日二三時間計り衆生徒をして汗するまでに運動せしむるの規則を定めしに生徒の父兄の中には之を悅ばざる者あり斯る無益の事に時を費さしめんよりは其間に盤日の課業の用意にても爲さしむる方利益多しと雖も其始末に苦しむと云ふる者少からざるより學校にても其始末に苦しむと云ふ以て一般の氣風を窺ふに足る可し斯の如く世間普通の學校にては首體育に重きを置かず偶ま之を奬勵せんとするものあれば父兄ふれを悅ばざるの有樣なれば學生社會に活潑なる運動遊戯の流行せざるも無理ならざる次第と云ふ可し蓋し本人の罪に非ず少年生徒は天性運動を好むものにして他より之を妨げざるときは自然の命ずる所に從て必ず活潑ならざるを得ず故に我輩は世間の學校職員及び生徒の父兄に向て敢て少年子弟の運動奬勵を願ふに非ず唯ふれを妨る勿らんみとを勸告するのみ

官報

○司法省告示第十五號
岡山地方裁判所管内岡山區裁判所吳野出張所及ヒ津山區裁判所辻堂出張所出張裁判ヘ當分ノ内開廷セス
明治二十五年四月七日
司法大臣子爵田中不二麿呂

○農商務省告示第六號
明治二十二年(七月)當省令第七號ニ據リ栃木縣下ニ茶業組合規則ノ施行ヲ停ス
明治二十五年四月七日
農商務大臣河野敏鎌

農商務省告示第六號參照
農商務省令第七號(明治二十二年七月十八日)
一府縣管内製茶區域僅少ニシテ明治二十年(十二月)當令第四號茶業組合規則ノ施行ヲ難キ狀況アリト認メタルトキハ其府縣ニ限リ該規則ノ施行ヲ停止スルコトアルヘシ此場合ニ於テハ別ニ告示ヲ以テ其府縣ヲ指定ス
但組合ノ設ケナキ府縣ノ茶商者組合ノ設ケアル府縣ニ於テ茶ヲ製造シ販賣スルトキハ其府縣ノ組合規約ノ遵守スヘキモノトス

○遞信省告示第八十五號
メスマニヤ鄕政廟ヘ書留郵便物ノ紛失ニ對シ賠償セル旨通知アリタリ
明治二十五年四月七日
遞信大臣伯爵後藤象二郎

雜報

○海軍大演習の一般方略　今度九州の西南海に於て催はす海軍大演習の區域并に順序等は略ぼ過日の紙上に掲載せしが尙ほ其一般方略なりと云ふを聞くに左の如し

攻撃軍(第一期演習に於ては假想軍)は强勢なる艦隊を以て本州の西南海より侵入す
攻撃軍の艦隊は沖繩及奄美大嶋附近に在て海面を制し進戰の準備をなす
防禦軍の偵察艦は間々九州沿岸に出没す
防禦軍(日本軍)は各衛戍地に在て防禦完備す
防禦軍の一艦隊は佐世保軍港及其附近要海に在て警戒す

○海軍大演習に從事する軍艦　海軍大演習に從事する軍艦は常備艦隊外十隻にして之に水雷艦六隻を加へ尙ほ運送艦として東海丸を用ふる豫定なりと云ふ即ちその軍艦及び水雷艦は左の如し

孫速	高千穂	武藏	高雄
春日	千代田	嚫宕	日進
海門	天城	軍翔	大和
第五水雷艦	第六水雷艦	鳥海	第七水雷艦
第八水雷艦	第九水雷艦	第十水雷艦	

○伊國皇帝の英國行　伊國皇帝は來る七月を以て英國に赴かる〻筈にて英國にては海軍大演習を催はして之を歡迎する計畫ありと云ふ

○内亂巨魁の銃殺　中央亞米利加グアテマラ共和國に於て昨年九月内亂の節、叛黨の巨魁たりしエンリクエツタ及び其黨類二十名を銃殺の刑に處したるよし

○微分子電話機の發明　米國人シエーヴアル氏の發明せし同電話機の事に關し紐育、總領事高平小五郎氏より近頃其筋へ左の報告ありし由
微分子電話機は兩三年前米國人ツオールツ フレツレリツク シエーヴアの發明する所と爲りしが爾後同國官廳を始め諸鐵道停車場及各會社倉庫其他大工場等に於て之を使用せしに孰も好結果を奏せざるなく今日に至りて同電話機の使用は他の電話機と駢驅せんとするの勢あり今該電話機の結構及其使用法を列敍して參考に供す
結構抑々本電話機の結構たる氏が數十年間微分子の相互的震動の作用を試驗し遂に該震動力を增加せしひるみとを發明し之を電話機に應用せしに果して其功を奏し人耳を以て聽取すべからざるの音響も此微分子反響器(モレキユラール リツチートル)に依れば之を明瞭に聽取するを得るみとゝ爲りたり而して其方法を尋ぬるに反響器の頂上を特製電線の片端に固著せしめ其反響器を電話機の隔膜の上に壓ぼせ而して該反響器に對し普通の呼吸を與ふれば遠隔の距離にありて之を聽取するを得べく又該反響器に向ひて話を發せば全然人間の音聲を再生せしひるを得るものなりと云ふ試に同會社に抵り其製造所と相通ずる所の該器を使用するを見しに他の電話機の如く其交話に先ちて豫しめ號報を爲すを要せず反響器に向ひて直に一聲を呼へば即ち返音を得るなり而して其音聲は殆と咫尺の間に對話すると相異ならざるを以て二三室を隔つるも尙ほ聽取するを得べし是を以て該器を裝置するには從來の電話機の如く室内を區劃して他物の音響を豫防するを要せざるなり
使用法　本電話機の使用法は之を大別すれば凡そ四項と爲すを得べし即ち左の如し
一　一郎内に於て二哩未滿の距離内に之を施用する事即ち本家より廐に至る間又は事務所より製造所に至る間の如し
二　倶樂部に於て許多の電話機を設け一線を以て之を聯貫し該部内全般の交通を謀るためめ本電話機を施用すべし然るときは中央電話局并に同局看守者の費用を省くを得へし但し此類の便利を謀るかためめ本電話機を施用するには其距離は一哩の周圍に限るべく其電話局は十箇所に超ゆべからず尤も其看守者を要せず蓋し各電話局は電話線内に於ては孰の電話局に對しても直に電話交換を爲すを得べければなり要するに本電話機は小村落、製造所又は鐵道構内に最も適當するものとす
三　私用單獨電話線數條を設け之を一中央電話局に集合せしめ該本局と同一にある諸電話局との間に直接秘密の談話を行ふがため本電話機を施用すべし此方法に依れば本局に一電話機を要し又各電話局にも夫々電話機を要すべし然るときは大工場の如き場合に於ては本局より各所に電話を通ずるみとを得べし
四　中央本局より一哩半又は二線聯續のときは一哩の距離内に住居する電話申込人一百名に限り電話交換を爲すにも本電話機を施用すべし此場合に於て本電話機は小市街又は大工場に最も適當のものとす尤も電話交換申込人をして相互に電話せしひるには今日の電話機と均しく其看守人を要するなり
以上は同會社に就き親しく聞知したる所の大要ありとす

○下ノ關支署の移轉　砲兵第二方面下ノ關支署は新築成に付去月三十日赤間關市大字關後地へ移轉せりと

○東海道鐵道の發車時刻　來る十六日よりは東海道鐵道の全線開通に付同日以後の通り改正したり

下り列車

發車時刻	到着時刻
午前六時	午前十一時十四分(名古屋)、午後三時十分(神戸)、同五時十五分(大阪)、同七時十五分(神戸)、同十一時(大阪)
午後一時十五分	同十時十分(名古屋)、同十一時十五分(神戸)、同一時十五分(大阪)、同三時十五分(神戸)、同五時十五分(大阪)、同七時十五分(神戸)、同十一時(大阪)
同十時(名古屋)、同十一時(大阪)、同一時(神戸)、同三時(大阪)、同五時(神戸)、同七時(大阪)、同十時(神戸)、同十一時(大阪)	午後一時十分(名古屋)、同三時十分(神戸)、同五時十分(大阪)、同七時十分(神戸)、同十一時十分(大阪)、午前六時十分(神戸)、同十一時十分(大阪)

○上野停車場時刻(上野高崎前橋間)
上野發　午前六時、八時五十分、十時四十分、五時四十分、九時十分、午後四時十九分、七時十五分○上り(小山)　午前九時十分、十一時四十分、午後三時十分、五時十分、七時十分、九時十五分、十一時十分、午前六時十分、七時十分、十一時十分、午後二時十分、五時十分、午前九時十分、十一時十分、午後三時十分、五